預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき

金融機関を定める件

 \bigcirc 経済産業省 金融 庁、 農財 林水務 産 省省、 告 示 第

号

号) 第 + 七 条 \mathcal{O} 規定に基づ き、 金 融機 関 なを次の、 ように定め、 同 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (令和六年四月 日 か 5 適 用

する。

預

貯

金

者の意思に基づく個

人番

号の

利用に

ょ

る預貯が

金口

座

の管理等に関する法律

(令和三年

法律第三十九

令 和 六年 月 日

金 融 庁 長 官 栗 田 照久

財 務 大 臣 鈴 木 俊

厚 生 労 働 大 臣 武 見 敬三

農 経 林 済 産 水 業 産 大臣 大 臣 齋 坂 藤 本 哲志 健

預 貯 金 者 \mathcal{O} 意 思 に 基 づ < 個 人 番 号 \mathcal{O} 利 用 12 ょ る 預 貯 金 \Box 座 \mathcal{O} 管 理 等 12 関 す Ź 法 律 第 + 七 条 12 規 定 す Ź 行 政

庁 が 定 8 る 金 融 機 関 は、 預 金 保 険 法 昭 和 兀 + 六 年 法 律 第三 + 匹 号) 第二 条 第 項 各 号 に 撂 げ る者 及 び 農 水

業 協 同 組 合 貯 金 保 険 法 昭 和 兀 + 八 年 法 律 第 五十三号) 第二条第 項に 規 定す Ź 農 水 産 業 協 同 組 合とする

産